限定承認公告

本籍宮崎県日南市大字益安二五二二番地、最後の住所千葉県流山市流山九五二番地二三

被相続人　亡　平方　弘

右被相続人は平成十一年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年十月五日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県川口市東川口四丁目三番

相続財産管理人　高津ひろ子

限定承認公告

本籍東京都北区中里一丁目六番地四、最後の住所埼玉県川口市上青木西四丁目七番一五号

被相続人　亡　岩田　盛博

右被相続人は平成二十三年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十三日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県川口市上青木西四丁目七番一五号

限定承認者　岩田鉄太郎

限定承認公告

本籍東京都北区赤羽台一丁目六番、最後の住所東京都北区赤羽台二丁目三番四―七〇九号

被相続人　亡　武田　廣雄

右被相続人は平成二十三年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十七日東京家庭裁判所家事第三部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十五日

東京都北区赤羽台二丁目三番四―七〇九号

相続財産管理人　武田　京子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億九千五百万円（ただし、第一号優先出資について金三億五千百七十五万円、第二号優先出資について金三億四千三百二十五万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年一月十四日付官報の号外第八号百八十七頁に掲載されています。

平成二十三年十月二十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

イチローセブン特定目的会社

取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十三年十一月九日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却による余裕金を除く、固定資産減価償却費及び長期前払費用償却費、消費税の還付等により生じた余裕金（以下「現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十三年十二月十二日以降に行う。

四　減少する優先資本金の額

金三千万円

五　消却する優先出資の種類

当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

六十口（第二回優先出資につき六十口）

七　消却の方法

全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額

金三千万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第二回優先出資

平成二十三年十月二十五日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

訂正公告

平成二十三年十月十四日（号外第二二二号）掲載の第十期決算公告中、「福島県郡山市東一丁目一四番地」とあるは「福島県郡山市並木五丁目一五番九号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十月二十五日

福島県郡山市並木五丁目一五番九号

福島ヒノデサービス販売株式会社

代表取締役　冨　隆史

取消公告

平成二十三年八月二十六日（号外第一八七号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十三年十月二十五日

東京都港区南青山五丁目二番一一号

株式会社Ｇｒａｃｅ　ａｕ　Ｃｉｅｌ

代表取締役　藤田　有造

正誤

ページ	段	行	誤	正
二六〇	上	一九	放送大学学園	放送大学学園法

同日（同号外）総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）（原稿誤り）

二六一	上	一	調べる	調べる。

二六七ページ下段2⑵欄中「型式検定番号技術基準適合証明番号」とあるのは「型式検定番号、技術基準適合証明番号」の誤り。

二六八	下	二二	備付ける	備え付ける

（印刷誤り）

二六四	下	二～一（終りから）	行頭をそれぞれ一字下げる。	

同日（同号外）総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）（原稿誤り）

二七二	下	二二	供用	共用

同日（同号外）総務省告示第二百八十四号（中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件）（原稿誤り）

二七九	下	八	廃止する	廃止する。

同日（同号外）総務省告示第二百九十五号（走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件）（原稿誤り）

三一三	下	一四（終りから）	をいう。	をいう。以下同じ。
〃	〃	二〇	符合	符号

同日（同号外）総務省告示第二百九十六号（標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件）（原稿誤り）

三三三	下	二V	B	

三三四ページ上段別記第8中「F15 ESC」は「F17 ESC」の誤り。

三三六	上	一二（終りから）	あたっては	当たっては
三三九	下	一〇	〃	〃
三四〇	〃	九	〃	〃
三五八	上	七	すべて	全て
三六一	下	一八～九（終りから）	途中で音色の六データ	途中で音色のデータ
三四四	〃	一	〃	〃
三五八	上	一	〃	〃

三六一ページ下段表7の欄中「文字羅り返し」は「文字羅返し」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十五日付第二三〇号
九月十六日付衆会第四号二

◉九六ページ●同日付政府調達第二〇〇号二四ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）